

## ■まる一む 芝生広場等の活用について（たたき台）

まる一むの芝生広場と交流スペース、活動室については、元々自由に使用できる施設であり、団体や個人がイベントや事業等を開催することも可能であることから、これまでも各種イベント等が開催されてきました。

一方、芝生広場等の使用にあたっては、条例上の基準はありませんが、管理上の必要性から全館利用を条件に、管理上の注意事項を示しながら使用していただいていたいました。

しかしながら、イベント等の内容によっては、芝生広場等の活用がメインであり、本館を利用されないケースもあること、芝生広場等のみを活用したい団体も増加してきていることから、現在、芝生広場等のみの使用についての基準を設け、貸出することについて検討を進めています。

### 1. 今回、貸出を検討している施設

- ・芝生広場、1F 2Fのテラス、交流スペース。（活動室は対象外）

### 2. 全館利用を条件としない。

- ・運営基準を設け、芝生広場等の利用届出により、使用できることを検討（1年～3か月前までの事前届け出）
- ・条例上は、貸し出す施設ではないので、許可ではなく、届け出とする。
- ・芝生広場等の貸し出しは、団体の占有とせず、広く市民が集える事業等を基本とする。
- ・芝生広場等の適切な管理のため、禁止事項を設けるとともに、届時にイベントや事業内容が分かる書面の提出を求め、必要な指導を行う。
- ・従前通り、事前告知を行う。
- ・当面は、非営利団体のみを対象とする。（「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」による判断基準を適用）
- ・入場料等を徴収する事業は認めない。

### 3. 利用可能時間

- ・条例による。（最大：午前9時から午後10時・・・季節に応じ、運営基準で定めることも検討）